

地域安全ニュース

(R5 3/1~3/31の事件・事故など)

■お問い合わせ
木古内町防犯協会（役場内）
☎01392-2-3131
木古内警察署
☎01392-2-4110

春の交通安全運動の実施

「なれた町 いつもの道でも みぎひだり」

「春の全国交通安全運動」が5月11日（木）から5月20日（土）の10日間実施されます。

○こどもを始めとする歩行者の安全の確保

交通事故死者数全体のうち、歩行中に事故に遭っている割合が最も多くなっています。横断歩道を渡り、信号に従うなど基本的な交通ルールを守りましょう。◆こどもの事故は、道路への飛び出しによるものが多いことから、保護者などがその危険性を伝えましょう。◆高齢歩行者自身が加齢に伴う身体機能等の変化を理解するとともに、高齢歩行者の特性をドライバーがしっかりと認識して、思いやりをもつた運転を心掛けましょう。

○横断歩行者事故等の防止と

安全運転意識の向上

横断歩道は歩行者が優先となります。「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持ちましょう。◆飲酒運転は悪質・危険な犯罪です。飲酒したら運転しない、飲酒運転車両に同乗しないなど、当たり前のことはしっかりと守りましょう。◆車間距離を詰めることや幅寄せすることなどは、妨害運転等の悪質・危険な違反に繋がり、重大事故に直結しますので絶対にやめましょう。

○自転車のヘルメット着用と

交通ルール遵守の徹底

令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対し、ヘルメットの着用が努力義務となりました。

昨年、自転車乗車中に亡くなつた方の約6割が、頭部を負傷して亡くなっています。安全のために自転車に乗る際はヘルメットを着用しましょう。

生活経済事犯被害の未然防止対策の推進

「デジタル社会の進展と消費者のくらし」

悪質商法の被害にあわないためのポイント

「悪質業者は、う・そ・つ・き！」

【う】 うまい話を信用しない！

うまい話、絶対にもうかる話には、必ず

大きな落とし穴！

【そ】 そらだんする！

ひとりで判断せず、家族・知人・相談機関に

相談を！

【つ】 つられて返事をしない！

すぐに契約しない！ 悪質業者は、言葉巧みにすぐ契約するように迫ってきます！

【き】 きつぱり！ はつきり！ 断る！

あいまいな返事をせず、

キッパリ！ ハツキリ！ 断る！

○主な事件・事故関係

なし

○交通事故関係

■人身事故 13件

■物損事故 0件

○木古内町 7件

○知内町 6件

内訳 車×車8件

車単独5件

『安心見守りサービス事業』のお知らせ

町では、ひとり暮らし世帯に対し、見守り機器を貸与することにより、急病や災害等による孤独死の予防を図ることを目的とする「安心見守りサービス事業」を行っています。

実施方法

- ご自宅のトイレ等の電球1個を「通信機能付LED電球」に交換するだけです。電球の点灯・消灯が24時間行われず異常と判別した場合に、親族等の通知先へメールでお知らせします。

対象者

- 70歳以上のひとり暮らし世帯
- 70歳未満で1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている方

※その他、利用条件があります。

利用料金

・無料

詳しい内容につきましては、町ホームページをご覧いただくか、下記までご連絡ください。

■申込み・お問い合わせ先 保健福祉課介護福祉グループ ☎ 01392-2-2122

